

令和3年 12月6日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

年末年始期間の安全運転等の徹底について(通知)

10月末現在の有責事故報告件数について、昨年度の49件に対し今年度は35件となっている。昨年度との比較では14件の減となったものの、平成30年度、令和元年度と比較するとほぼ横ばいとなっており、各許可業者におかれてはより安全運転を徹底し、さらなる交通事故削減に努められたい。

特に今年度は追突事故が目立って発生しているが、追突事故は運転に対する心構えで、事故の発生を防止できるものである。

走行時及び停車時の「車間距離の十分な確保」を徹底し、スマートフォンやカーナビなどの注視・操作することによる「ながら運転」、前方の車が走るだろう・曲がるだろうと思いついて「思い込み運転」をすることなく、無事故で年末年始を過ごしていただきたい。

交通事故は、人的物的にかかわらず市民の生命や財産へ損害を与え、市民からの信用を損ねるものであり、また、運転手自身も大きな不利益や精神的な負担を被ることを常に心掛け、全従業員に対し安全運転教育を実施すること。

記

【令和3年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 信号のない交差点での、一旦停止・徐行・安全確認を徹底すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。